写

新労発基 1222 第1号
令和4年 12 月 22 日

新潟県米菓工業協同組合
理事長　星野　一郎　殿

新潟労働局長

米菓製造工場に対する安全衛生指導の結果を踏まえた対応について（要請）

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本年2月 11 日に村上市で発生した米菓製造工場における火災災害を受けて実施した貴組合員を対象とした緊急自主点検に協力いただきましたことに感謝申し上げます。

当局では、緊急自主点検の結果を受け、米菓製造工場等を対象として所轄労働基準監督署による指導を実施したところですが、その結果、約7割の工場で労働安全衛生法令違反が認められたところです。

つきましては、加盟組合員において下記事項が実施されるために必要な対応を行っていただくよう要請します。

記

1　安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者及び各種作業主任者並びに安全衛生委員会などの安全衛生管理体制については、それぞれの役割に応じた適正な活動を継続して実施すること。

2　安全な通路の確保は労働災害防止の基本であることから、常態として安全な通路が確保されるよう徹底すること。

3　機械の回転軸、チェーン及び歯車等の可動部分には、はさまれ･巻き込まれによる危険防止のための覆い、囲い等が必要ですが、これが欠落･脱落しているものが多く認められていることから、該当箇所に対する定期的な点検･整備を実施すること。